



## 異議申立ての理由

学童保育室は、保護者が勤務等の理由により、子どもの面倒を見られない家庭のために子どもを預かる制度であるが、足立区では、学童保育室の入室を希望する子どもに対して、学童保育室の受入数が足りない状況にある。このことから、適切な審査基準の設定、運用により、公平な学童保育室の入室審査を実施すべきであるにもかかわらず、以下のとおり、適正な入室審査が実施されていない。

- (1) 学童保育室の利用日及び利用時間が児童により異なるにもかかわらず、児童の利用日及び利用時間を申請させておらず、基準にもなっていないこと。
- (2) 学童保育室の必要性の高さが学年によって異なるにもかかわらず、年齢特性に応じた評価がなされていないこと。
- (3) 学童保育室は、通常の登校日のほかに長期休業期間における保育の重要性も高いにもかかわらず、保護者の勤務日数及び時間の評価が適正になされていないこと。
- (4) 子どもの面倒を見られない時間として、通勤時間等を含めた拘束時間を審査基準として評価していないこと。
- (5) 足立区学童保育室入室承認基準指数表は、法律、条例等で設定されたものではなく、不安定な基準であること。
- (6) 保護者の勤務日数及び時間等の申請内容について、確認行為がなされていないこと。
- (7) 審査基準で設けられている調整事項は、入室審査を行ううえで有効な判断基準であるにもかかわらず、基準指数のみで審査する運用となっていること。

したがって、入室審査は適正に行われておらず、入室不承認決定は、不当である。